

飲料水安定確保事業補助金

井戸等の新設、機器の修繕費用等を補助します

●補助の対象

- 浜田市に住所を有していること
(共同で施設を設置している場合は、その代表者が該当していること)
- 市による水道施設の整備が困難な地域に居住していること
- 飲料水、その他の生活に必要な水の確保が困難な状況にあること
- まちづくりセンター、集会施設、自治会が所有する集会所等に設置する井戸等

●対象事業・補助金額

補助対象事業	補助金額
○井戸等の施設を新たに整備する事業	補助対象経費の5分の4以内の額 (補助限度額200万円)
○主要な機器等の修繕事業 (ポンプ、ジェット交換等)	補助対象経費の5分の4以内の額 (補助限度額25万円)
○機器等の軽微な修繕事業 (活性炭入替え、ろ過施設交換等) ※65歳以上の者のみの世帯に限る	補助対象経費の5分の4以内の額 (補助限度額20万円)

※補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

※内容によっては補助の対象にならない場合があります。

※工事等着手前の申請が必要です。

※工事代金は一旦立替払いとなります。

●手続きの流れ

- ①業者へ見積もりを依頼する
- ②申請書を提出する
 - 交付申請書(様式第1号)
 - 事業実施計画書(様式第2号)
 - 工事場所位置図
 - 工事図面
 - 工事費見積書等
- ③交付決定(却下)通知書が届く
- ④着工する
- ⑤業者へ工事費を支払う

- ⑥実績報告書を提出する
 - 実績報告書(様式第5号)
 - 契約書の写し
 - 領収書の写し
 - 水質検査結果の写し
 - 工事写真
 - しゅん工図面・しゅん工写真
 - 水質管理計画書等
- ⑦交付確定通知書が届く
- ⑧請求書を提出する
 - 交付請求書(様式第7号)
 - 通帳の写し等
- ⑨請求書提出から1か月以内に補助金が振込される

お問い合わせ・書類提出先

浜田市役所環境課廃棄物衛生係
(TEL: 0855-25-9430)

金城支所市民福祉課 (TEL: 0855-42-1235)
旭支所市民福祉課 (TEL: 0855-45-1435)
弥栄支所市民福祉課 (TEL: 0855-48-2656)
三隅支所市民福祉課 (TEL: 0855-32-2807)